開館記念事業に伴う要求水準書の修正について

平成 20 年５月２日　静岡市文化振興課

Ⅴ　本件施設の運営業務に係る要求水準

１　総則

（１１）市の事業

ア　本件施設においては、以下に示す市の関係行事を開催する予定である。また、これらについては市民文化祭を除き市等が貸館の中で対価を支払って借りる前提である。

（ア）市民文化祭（５～６月、ギャラリー利用１月間程度、ホール利用２～３回程度）

（イ）歓喜の歌（15 日程度、結団式、練習、リハーサル、大演奏会）

（ウ）羽衣まつり（10 月上旬土・日２日間）

（エ）市芸術祭（10～11 月、ホール 10 日間程度、ギャラリー２週間程度）

（オ）かがやき塾（年８回程度、６～１月、土曜又は日曜の平日）

（カ）清見潟大学（年１回、７月上旬の連続した土・日）

イ　優先使用に関しては、別添「静岡市民文化会館優先使用等に関する事務取扱要領」によること。なお、「Ⅳ　１０　事業者による文化芸術公演の誘致・開催等」との調整については、毎年度のモニタリングを通して市民意向等を吸い上げ、それを踏まえた協定を毎年度締結するという形で進めていきたい。

ウ　平成 23 年度中について、本件施設の開館を記念するとともに、本件施設の活発な利用による市域での文化振興の契機とするため、以下の要領にて開館記念事業を実施する。

（ア）開館記念事業の実施主体は市とすることとし、開館記念事業に関連する本件施設の利用に係る対価を事業者に対し支払うことを前提とする。

（イ）開館記念事業の実施に伴う施設利用の詳細については、平成 22 年度末までに市が決定した上で、事業者に通知する。

（ウ）供用開始日から平成 23 年度末までの期間について、事業者はその開業準備業務や維持管理・運営業務の実施に際して、市による開館記念事業の実施を前提として事業スケジュールの管理に十分注意するとともに、貸館申込の受付等に際しては、最大限に配慮すること。

（エ）市が企画・主催する開館記念事業とは別に、事業者が自らの責任と負担で本件施設の供用開始に伴う独自の記念行事等を開催することを妨げるものではない。